

AEON Pay 加盟店規約改定のお知らせ

2025年4月1日(火)よりAEON Pay加盟店規約を改定いたしますので、お知らせいたします。

つきましては、下表【新旧対比表】にて、変更となる条項を記載しておりますので、ご確認のほどお願いいたします。

なお、新規約は、改定前よりお取引いただいている加盟店様にも適用されます。

【新旧対比表】

	旧	新
第10条	<p>第10条(立替金等の請求)</p> <p>1. 加盟店が加盟店端末機を使用して本決済対象取引を行った場合においては、当該加盟店端末機から売上データを当社に伝送することによりカード等決済サービスにおける立替金、AEON Pay チャージ払い決済サービスにおける取引代金またはWAON POINT 充当における取引代金(以下「立替金等」という)の支払い(以下「立替払い等」という)に係る請求(以下「立替払い請求等」という)を行うものとし、当社は、利用者に代わり加盟店申込書に記載の支払日に立替払い等するものとする。</p> <p>2. 前項に基づく加盟店の立替金等の請求は、売上データが当社に到着した時に成立し効力を生じるものとする。</p>	<p>第10条(取引代金の請求)</p> <p>1. 加盟店が加盟店端末機を使用して本決済対象取引を行った場合においては、当該加盟店端末機から売上データを当社に伝送することにより本決済サービスにおける取引代金(以下「取引代金」という)の支払いに係る請求(以下「取引代金請求」という)を行うものとし、当社は、加盟店申込書に記載の支払日に取引代金の支払いを行うものとする。</p> <p>2. 前項に基づく加盟店の取引代金の請求は、売上データが当社に到着した時に成立し効力を生じるものとする。</p>
第11条	<p>第11条(加盟店手数料)</p> <p>本決済対象取引について加盟店が当社に支払う加盟店手数料は、当該本決済対象取引で用いられた本決済サービス(カード等決済サービス、AEON Pay チャージ払い決済サービスまたはWAON POINT 充当)ごとに発生するものとし、その金額は、前条に基づき加盟店が立替払い請求等を行った本決済対象取引代金額(以下「本決済対象取引代金額」といふ)に、当該本決済サービス(カード等決済サービス、AEON Pay チャージ払い決済サービスまたはWAON POINT 充当)ごとの加盟店申込書記載の手数料率を乗じた金額とし、1円未満は切り捨てるものとする。</p>	<p>第11条(決済システム利用料)</p> <p>加盟店は、当社が提供する決済システムサービスの利用の対価として、決済システム利用料を当社に支払うものとし、その金額は、前条に基づき加盟店が取引代金請求を行った本決済サービスごと(カード等決済サービス、AEON Pay チャージ払い決済サービスまたはWAON POINT 充当)の取引代金額に当該本決済サービス(カード等決済サービス、AEON Pay チャージ払い決済サービスまたはWAON POINT 充当)ごとの加盟店申込書記載の手数料率を乗じた金額に、当該金額の消費税率を乗じた金額を加算した金額とし、1円未満は切り捨てるものとする。</p>
第12条	<p>第12条(立替金等の支払い)</p> <p>当社から加盟店に対する立替金等の支払いは、加盟店申込書記載の支払日に、本決済サービス(カード等決済サービス、AEON Pay チャージ払い決済サービスまたはWAON POINT 充当)ごとに加盟店申込書に記載の売上締日までの本決済対象取引代金額より前条の加盟店手数料を差し引いた金額の合計金額をあわせて加盟店の指定する金融機関口座に振り込むことにより行うものとする。なお、振込手数料は、当社が負担するものとする。</p>	<p>第12条(取引代金の支払い)</p> <p>当社から加盟店に対する取引代金の支払いは、加盟店申込書記載の支払日に、本決済サービス(カード等決済サービス、AEON Pay チャージ払い決済サービスまたはWAON POINT 充当)ごとに加盟店申込書に記載の売上締日までの本決済対象取引代金額より前条の決済システム利用料を差し引いた金額の合計金額をあわせて加盟店の指定する金融機関口座に振り込むことにより行うものとする。なお、振込手数料は、当社が負担するものとする。</p>

第17条	<p>第17条(立替払い等の拒絶)</p> <p>1. 当社は、加盟店からの立替払い請求等について以下の各号のいずれかに該当する事実を確認した場合には、立替金等の支払いを拒絶することができるものとする。この場合、加盟店は、当該本決済対象取引に係る立替払い請求等を取り消すものとする。</p> <p>略</p> <p>(5) 本決済対象取引を行った日から60日以上経過して立替払い請求等がなされたとき</p> <p>略</p> <p>2. 前項の場合において、当社が当該本決済対象取引に係る立替金等を既に加盟店へ支払い済みであるときは、加盟店は当該立替金等を直ちに当社へ返還するものとする。また当社は、当該立替金等相当額を次回以降に当社が加盟店へ支払うべき立替金等から差し引くことにより返還を受けることができるものとする。</p> <p>3. 当社は、加盟店の立替払い請求等について、本条第1項各号の事由に該当するおそれがあると認めた場合には、当該本決済対象取引に係る立替金等の支払いを留保することができるものとし、この場合、当社は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。</p> <p>4. 前項の場合、加盟店は、当社の調査に応じるものとし、調査の結果当社が立替金等の支払いを相当と認めたときは、当社は、加盟店に当該立替金等を支払うものとする。なお、当社の調査により当該本決済対象取引が行われた日から60日を経過しても立替金等の支払いが相当と認められないときは、当社は当該本決済対象取引に係る立替金等の支払いを拒絶することができ、加盟店は、当該本決済対象取引に係る立替払い請求等を取り消すものとする。</p>	<p>第17条(取引代金の支払の拒絶)</p> <p>1. 当社は、加盟店からの取引代金請求について以下の各号のいずれかに該当する事実を確認した場合には、取引代金の支払いを拒絶することができるものとする。この場合、加盟店は、当該本決済対象取引に係る取引代金請求を取り消すものとする。</p> <p>略</p> <p>(5) 本決済対象取引を行った日から60日以上経過して取引代金請求等がなされたとき</p> <p>略</p> <p>2. 前項の場合において、当社が当該本決済対象取引に係る取引代金を既に加盟店へ支払い済みであるときは、加盟店は当該取引代金を直ちに当社へ返還するものとする。また当社は、当該取引代金相当額を次回以降に当社が加盟店へ支払うべき取引代金から差し引くことにより返還を受けることができるものとする。</p> <p>3. 当社は、加盟店の取引代金請求について、本条第1項各号の事由に該当するおそれがあると認めた場合には、当該本決済対象取引に係る取引代金の支払いを留保することができるものとし、この場合、当社は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。</p> <p>4. 前項の場合、加盟店は、当社の調査に応じるものとし、調査の結果当社が取引代金の支払いを相当と認めたときは、当社は、加盟店に当該取引代金を支払うものとする。なお、当社の調査により当該本決済対象取引が行われた日から60日を経過しても取引代金の支払いが相当と認められないときは、当社は当該本決済対象取引に係る取引代金の支払いを拒絶することができ、加盟店は、当該本決済対象取引に係る取引代金請求等を取り消すものとする。当社が当該本決済対象取引に係る取引代金を既に加盟店に支払い済みであるときは、本条第2項に準じた取扱いを行うものとする。</p>
------	---	---